



# 税務課よりお知らせ

「平成6年度・市・県民税申告書の配布の方法が変わります」

今まで、市・県民税の申告書は地区連絡員を通して、戸配布していましたが、平成6年度から前年度の申告等の状況に基づき、申告書が必要な方に直接届けするに変更いたしました。

申告書の送付を受けた方は、必ず申告をしてください。お知らせいたします。

## 「許しません、 白い粉」

税関では、麻薬、覚せい剤等の「白い粉」撲滅のため、2月を「覚せい剤等取締強化月間」としてその取り締りを強化しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※「あれは…」「ちしかしたら…」と感じたら、高知税關支署（〒780 高知市桜橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎内☎6131~2）へご連絡ください。

## 大正13年2月 生まれの方

老人医療受給手続きを!  
印かん・健康保険証をお忘れなく!  
【保健課給付係】

下水道工事  
受益者負担金納期  
第4期  
2月1日～2月28日

個人事業者の方で、平成3年中の課税売上高が3千万円を超える方（課税事業者といいます）は平成6年3月31日㈬までに平成5年分の消費税の確定申告を行なうとともに、その消費税額を納付するようお願いします。

消費税の  
確定申告は

館で面接を行なつたが、事前に直接個人宛てに送付することで、申告への協力が得られると考えられますので、今回取り止めることにしました。この理解いただき、申告期間中の申告にご協力ください。

申告期限後に申告をされまして、納期の関係上、1回に支払う金額が多くなることがあります。

農業所得標準表についても、個別送付となります。

このため、申告期限後の3月末までに申告のない方については、従来往復ハガキで連絡し、4月下旬に各地区公民

事前に直接個人宛てに送付することで、申告への協力が得られると考えられますので、今回取り止めることにしました。この理解いただき、申告期間中の申告にご協力ください。

申告期限後に申告をされまして、納期の関係上、1回に支払う金額が多くなることがあります。

なお、平成5年1月～12月の間に新たに就労、事業等を始めた方が転入された方、今まで確定申告をしていて、その必要がなくなった方につ

いては、申告書が送付されませんので、税務課市民税係まで申し出てください。（勤務先から源泉徴収票が提出済みの方は必要ありません）

## 所得税の 確定申告は

◎所得税および消費税の納税は振替納税です。

▼市・県民税申告期限  
2月16日(水)  
～3月15日(火)

課市民税係（☎市役所内線153、154）まで

平成5年分の所得税の確定申告の申告期間は、平成6年2月16日㈬と3月15日㈫までですが、期限間近になりますと、大変危険しますので、確定申告はできるだけお早めに。

新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出する手数が少なくてすみ、また、ついうつかり納期限をお忘れなくしてしまつこともなくなりたいへん便利です。

◎正しい確定申告を  
確定申告をしなければならないのに、期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足額の15%または10%（不正を行ながったたよな場合には扣留または5%）の割合の加算額が課税され、更に延滞税も納めなければならぬことになります。

◎還付金の受け取りは口座振込で  
申告により、税金が還付される方は、銀行など金融機関の預金口座への振込を利用できます。

預金口座への振込を希望される方は、申告書下部の「還付される税金の受け取り場所欄へ、振込先の金融機関名記入してください。指定された本人の名義に限ります。

※お問い合わせはお気軽においで  
国税局（☎3215）まで